

韓国

(4) 電波法 (抄)

一部改正 2007年5月25日、法律第8486号

(人口衛星の国際連合登録)

第44条 情報通信部長官は、「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」に基づき大韓民国国民が打ち上げた人工衛星を国際連合に登録しなければならない。

2 情報通信部長官は、人工衛星を打ち上げた者に当該人工衛星の登録に必要な資料の提出を要求することができる。

3 情報通信部長官は、第1項の規定により登録した場合には、登録結果を遅滞なく科学技術部長官に通知しなければならない。

< 翻訳 : JAXA >